



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1072 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1073 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1074 小池下土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 1075 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 1076 " (")
- 1077 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 1078 土地取用法の規定に基づく事業の認定 (事業進行課)

○ 公告

平成18年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部、保健学科及び助産学科の学生の募集 (医務課)

平成18年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生の募集 (")

- 入札公告 (道路建設課)
- " (")
- " (下水道課)
- " (")
- " (")
- 都市計画の図書の写しの縦覧公告 (都市政策課)
- " (")

告 示

和歌山県告示第1072号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年8月16日まで縦覧に供する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年6月16日
- 2 名称
特定非営利活動法人Com子育て環境デザインルーム
- 3 代表者の氏名

松本千賀子

4 主たる事務所の所在地
和歌山県田辺市新庄町3353番9 県立情報交流センター Big-U

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちが安心して安全に暮らし、未来に夢と希望を持ち、人として豊かに成長するために、全ての大人がひとりひとりの子どもの環境に深く配慮し、その健やかな育ちを保障すると共に、社会で子どもを育てる工夫と知恵を重ね、出来る限り連携・協働し、子どもが育つ良い環境を維持継続できる社会づくりに寄与することを目的とする。また、地域のひとりひとりが、より多くの人に関わり(communication)、仲間(company)とつながり、いきいきと暮らせる地域社会(communitiy)をつくることを目的とする。

和歌山県告示第1073号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
岩出ショッピングシティ
和歌山県那賀郡岩出町大字西野30外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大興産業株式会社 代表取締役 土岐孝司
和歌山県那賀郡岩出町大字高瀬74番地の1 ダイコービ

ル

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 7,808㎡
 (変更後) 7,069㎡

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) A棟: 大興産業株式会社 開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時
 B棟: 株式会社ニノミヤ 開店時刻午前10時
 (変更前)

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで
 (変更後) 午前8時30分から午前1時30分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

閉店時刻午後8時
 (変更後) A棟: 大興産業株式会社 開店時刻午前10時
 閉店時刻午後8時
 B棟: 株式会社オー・エンターテイメント
 開店時刻午前9時 閉店時刻午前1時

	出入の別	位 置
駐車場	出入口4か所	建物敷地東側及び南側(縦覧図書別添全体配置図(変更前)上)
合計	4か所	

(変更後)

	出入の別	位 置
駐車場	出口1か所、出入口2か所	建物敷地東側及び南側(縦覧図書別添全体配置図(変更後)上)
合計	3か所	

4 変更する年月日
 平成17年7月15日

5 変更する理由
 消費者ニーズに応えるため

6 届出年月日
 平成17年6月30日

7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 岩出町農林経済課(和歌山県那賀郡岩出町西野209)
 那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成17年7月12日から平成17年11月14日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

- 理事 中岡隆 和歌山市南畑238番地
 理事 山本和之 和歌山市黒谷259番地の2
 理事 青木幸夫 和歌山市黒谷116番地
 理事 林文雄 和歌山市黒谷62番地
 理事 伊藤修三 和歌山市境原574番地
 理事 津汐喜代一 和歌山市境原288番地
 理事 池上芳宏 和歌山市黒岩506番地
 理事 辻健宏 和歌山市黒岩679番地
 理事 尾崎悦治 和歌山市黒岩161番地
 理事 瀬藤勇 和歌山市大河内426番地の1
 理事 中野廣 和歌山市境原533番地
 理事 滝本昭夫 和歌山市山東中310番地
 理事 瀬藤善章 和歌山市大河内599番地
 理事 林美樹 和歌山市黒谷335番地
 理事 林通 和歌山市黒谷436番地
 理事 谷本武士 和歌山市南畑120番地
 理事 中岡義雄 和歌山市南畑41番地の2
 監事 岩崎光夫 和歌山市南畑619番地
 監事 藤井由喜 和歌山市境原14番地

- 2 退任した役員
- | 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----|------|---------------|
| 理事 | 北野晃男 | 和歌山市黒岩117番地 |
| 理事 | 西本富次 | 和歌山市黒岩202番地 |
| 理事 | 滝本輝男 | 和歌山市南畑324番地の1 |
| 理事 | 中野寛治 | 和歌山市境原326番地 |
| 理事 | 藤井安一 | 和歌山市境原572番地 |

和歌山県告示第1074号
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、小池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年7月12日
 和歌山県知事 木村良樹

- 1 就任した役員
- | 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|----|------|-------------|
| 理事 | 北野悦雄 | 和歌山市黒岩137番地 |
| 理事 | 中岡邦男 | 和歌山市黒岩200番地 |

- 理事 南木喜二郎 和歌山市黒谷259番地の1
- 理事 林 功 和歌山市黒谷40番地の1
- 理事 林茂喜 和歌山市黒谷63番地
- 理事 池上芳宏 和歌山市黒岩506番地
- 理事 辻健宏 和歌山市黒岩679番地
- 理事 尾崎悦治 和歌山市黒岩161番地
- 理事 中岡晋 和歌山市南畑276番地
- 理事 中岡武夫 和歌山市南畑306番地の2
- 理事 今面澄夫 和歌山市境原310番地
- 理事 林美樹 和歌山市黒谷335番地
- 理事 林通 和歌山市黒谷436番地
- 理事 瀬藤典男 和歌山市大河内602番地
- 理事 柏原道明 和歌山市大河内567番地
- 理事 角田利夫 和歌山市永山372番地
- 監事 宮崎武夫 和歌山市南畑339番地
- 監事 松尾暢彦 和歌山市境原528番地

和歌山県告示第1075号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字板垣内2489の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字板垣内2489の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1076号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定であ

る旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市下川上字安川589の4
(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1077号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区 域	区 分
印南町一本釣加入区	印南町漁業協同組合の地区	一本釣を主とする漁業(昭和49年和歌山県告示第845号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち印南町漁業協同組合の地区に係る一本釣を主とする漁業)
2号南部・岩代加入区	南部・岩代区域(南部町漁業協同組合の区域のうち堺を除く地区)	法第104条第2号に掲げる漁業(昭和49年和歌山県告示第845号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち南部・岩代区域(南部町漁業協同組合の区域のうち堺を除く地区)に係る法第104条第2号に掲げる漁業)

和歌山県告示第1078号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 起業者の名称 野上町
- 2 事業の種類 小畑集会所保全事業及び小畑ゲートボール場整備事業

3 起業地

- (1) 収用の部分 和歌山県海草郡野上町小畑字馬場西地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

平成17年6月8日に野上町より申請のあった小畑集会所保全事業及び小畑ゲートボール場整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、小畑集会所を保全し、ゲートボール場及び両施設の規模に応じた駐車場を整備するもので、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、野上町一般会計により、すでに財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 平成6年4月に完成した小畑集会所は地区の地域コミュニティ活動の拠点として、地区集会や研修会、教室など子供から高齢者まで世代間を超えた幅広い活動に利用されており、また隣接するゲートボール場は町民の健康増進やスポーツ愛好精神を高めることを目的とし、子供から高齢者まで幅広く利用されている。この様な状況において、集会所の保全、ゲートボール場及び駐車場の整備をすることにより、今ある集会所を従来通り利用できるだけでなく、ゲートボール場が従来以上の憩いの場として幅広く利用できる等、住民相互の親睦や交流を図りながら相互連帯感や信頼感が強化されることに相当の寄与が見込まれることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。

なお、本件事業計画は、事業に必要な面積が確保できること、アクセス面及び環境面等を配慮の上選定した3案により比較検討した結果、社会的条件及び経済的条件等の諸条件を満たすものとして決定したものである。

イ 他方、本件事業の施行により失われる利益について

であるが、そもそも本件事業は集会所を保全する事を目的とした事業であり、集会所自体は存在しているので、大規模な工事の必要がなく、また、起業地及びその周辺においても天然記念物、絶滅危惧種等の貴重種に類する動植物の生息は確認されていないことから生活環境及び自然環境に対する影響は軽微なものと考えられる。以上により失われる利益は軽微なもの判断される。

ウ 本件事業地に係る起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な集会所を保全し、ゲートボール場及び駐車場を整備するものであり、必要最小限の範囲であると認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。さらに、ウのとおり、起業地の範囲は本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は集会場を保全し、ゲートボール場及び駐車場を整備するものであり、第3次野上町長期総合計画においてコミュニティ施策が重要課題として位置づけられていること及び平成元年に「地区集会所等の整備及び管理に関する条例」が定められていること等から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第20条第3号に規定する事業計画が土地の適正かつ合理的な利益に寄与するものであることを始めとする同条各号に掲げる要件を充足しているものと判断すべきである。以上により、野上町より申請のあった小畑集会所保全事業及び小畑ゲートボール場整備事業について、法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所 野上町役場 総務課

公 告

公 告

平成18年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部、保健学科及び助産学科の学生を次のとおり募集する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

募集学科

1 看護学科一部推薦(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

25名程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、和歌山県内の高等学校長が推薦する者とする。

ア 平成18年3月高等学校卒業見込みの者で、和歌山県立高等看護学院看護学科一部を専願するもの

イ 看護職としての適正があると認められる者

ウ 学習成績及び生活態度が良好で、その評価が特に優れている者

(4) 入学願書受付期間

平成17年11月1日(火)又は平成17年11月2日(水)に郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

(イ) 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先、郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。

イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの。

(イ) 推薦書 県立高等看護学院所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの。

(6) 試験科目

小論文、面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成17年11月25日(金)午前10時から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成17年12月2日(金)

高等学校長に通知するとともに、合格者には本人あてに合格通知書を送付する。

2 助産学科推薦

(1) 募集人員

5名程度

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、かつ在学中の学校長が推薦する者とする(女子に限る。)

ア 平成18年3月和歌山県内の文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業見込みの者で、和歌山県立高等看護学院助産学科を専願するもの

イ 学習成績及び生活態度が良好で、助産師志望の強い者

ウ 卒業後、和歌山県内で助産師業務に従事することができる者

(4) 入学願書受付期間

平成17年8月8日(月)から平成17年8月10日(水)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校長に提出すること。

(ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

(イ) 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先、郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。

イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「助産学科」

と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの。

(イ) 推薦書 県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの。

(ウ) 卒業見込証明書

(6) 試験科目

小論文、面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成17年9月2日(金) 午前10時20分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成17年9月9日(金)

在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人あてに合格通知書を送付する。

3 看護学科一部(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

50名(推薦入学の募集人員25名程度を含む。)

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成18年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成17年12月1日(木)から平成17年12月8日(木)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院宛郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

ウ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

エ 卒業証明書又は卒業見込み証明書(高等学校を卒業

した者又は卒業見込みの者)

高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書又は合格証書(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者)

上記以外の学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

オ 調査書

文部科学省所定の様式により出身高等学校長の作成した厳封のもの

カ 入学考査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替は貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科)

新カリキュラム履修者 数学I、国語総合(古文及び漢文を除く。)、英語I、生物I

旧カリキュラム履修者 数学I・数学A(数と式のみ)、国語I(古文及び漢文を除く。)、英語I、生物IB

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成18年1月26日(木) 午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成18年2月9日(木) 午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成18年2月2日(木) 午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成18年2月16日(木) 午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

4 看護学科二部(昼間定時制、看護師2年課程)

(1) 募集人員

45名

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業し、准看護師の免許を取得した者又は平成18年3月31日までに取得見込みの者

イ 高等学校を平成18年3月卒業見込みの者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成18年3月31日までに取得見込みのもの

ウ 学校教育法第56条第1項に該当する者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成18年3月31日までに取得見込みのもの

エ 中学校を卒業した者で、准看護師免許を取得し平成18年4月1日現在で看護業務に従事した期間が3年以上になる見込みのもの

(4) 入学願書受付期間

平成17年12月1日(木)から平成17年12月8日(木)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院宛郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

ウ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

エ 卒業証明書又は卒業見込み証明書(高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者)

高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書又は合格証書(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者)

上記以外の学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

オ 調査書

准看護師養成施設の卒業者又は卒業見込みの者は、当該施設長の作成した厳封のもの

高等学校の衛生看護科の卒業者又は卒業見込みの者は、当該学校長の作成した厳封のもの

カ 准看護師免許証の写し

准看護師の免許を有する者は、その写しを提出すること。

キ 就業証明書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

出願資格エに該当する者は、提出すること。

ク 入学検査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替は貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 英語、数学、国語(古文及び漢文を除く。)、専門基礎科目、専門科目

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成18年1月26日(木)午前9時30分から午後3時まで

第2次試験 平成18年2月9日(木)午前9時30分から
試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成18年2月2日(木)午前10時
和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成18年2月16日(木)午前10時
和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

5 保健学科

(1) 募集人員

20名

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業した者又はこれらを平成18年3月卒業見込みの者

(4) 入学願書受付期間

平成17年12月1日(木)から平成17年12月8日(木)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「保健学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院宛郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

J:半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

ウ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

エ 受験資格証明書

看護師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書

オ 学業成績証明書

看護師養成施設長が作成した厳封のもの

カ 入学審査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替は貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 看護学、公衆衛生学(統計学を含む。)

第2次試験(小論文、面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成18年1月24日(火)午前9時30分から午後2時まで

第2次試験 平成18年2月8日(水)午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成18年2月2日(木)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成18年2月16日(木)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

6 助産学科

(1) 募集人員

15名(推薦入学の募集人員5名程度を含む。)

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業した者又はこれらを平成18年3月卒業見込みの者(女子に限る。)

(4) 入学願書受付期間

平成17年12月1日(木)から平成17年12月8日(木)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「助産学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院宛郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

ウ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

エ 受験資格証明書

看護師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書

オ 学業成績証明書

看護師養成施設長が作成した厳封のもの

カ 入学審査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替は貼付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 基礎看護学、母性看護学、小児看護学

第2次試験(小論文、面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成18年1月23日(月)午前9時30分から午後0時10分まで

第2次試験 平成18年2月8日(水)午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成18年2月2日(木)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成18年2月16日(木)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県那賀郡那賀町西野山505-1

電話番号 (0736) 75-6280

その他

(1) 願書等を郵送で請求するときは、返信用切手200円をはりつけたあて先明記の定型外封筒(角2号33×24cm)を同封すること。

(2) 町村合併に伴い平成17年11月7日から下記の住所になる予定です。

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1

電話番号 (0736) 75-6280

公 告

平成18年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生を次のとおり募集する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木 村 良 樹

募集学科

1 看護学科推薦(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

20人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成18年3月高等学校卒業見込みの者で、和歌山県立なぎ看護学校を専願する者

イ 看護職として適性があると認められる者

ウ 学習成績及び生活態度が良好で、その評定が優れている者

(4) 入学願書受付期間

平成17年11月7日(月)から平成17年11月9日(水)までに必ず郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

願書所定欄に写真をはりつけること。

イ 調査書

文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

ウ 推薦書

和歌山県立なぎ看護学校の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚(長さ23.5cm×幅12cm)

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円(書留速達料を含む。)をはること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙をはること。ただし、和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は記入しないこと。)により納付することもできる。

(6) 試験科目

数学I、小論文及び面接

(7) 試験日時

平成17年11月21日(月)午前9時から午後3時まで

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号(0735)31-8797

2 看護学科(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

40人(推薦入学の募集人員を含む。)

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成18年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成17年12月12日(月)から平成17年12月16日(金)までに必ず郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

願書所定欄に写真をはりつけること。

イ 卒業証明書等

(ア) 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

(イ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者にとっては、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証書又は合格証明書

(ウ) 高等専門学校(修業年限5年)を3年で修了した者は、その修了証明書

(エ)上記以外の者で、学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

ウ 調査書

文部科学省指定の様式により在学又は出身の高等学校長が作成し、厳封したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚(長さ23.5cm×幅12cm)

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円(書留速達料む。)をはること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として5,000円の和歌山県証紙をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は記入しないこと。)により納付することもできる。

(6) 試験科目

第1次試験(学科)

新カリキュラム履修者 英語Ⅰ、数学Ⅰ、国語総合(古文及び漢文を除く。)、生物Ⅰ

旧カリキュラム履修者 英語Ⅰ、数学Ⅰ・数学A(数と式のみ)、国語Ⅰ(古文及び漢文を除く。)、生物ⅠB

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時

第1次試験 平成18年1月26日(木)午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成18年2月13日(月)午後1時30分から

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号 (0735) 31-8797

入札公告

国道169号(仮称宮井トンネル)道路改築工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度県債国補国改第4号
- (2) 工事名 国道169号(仮称宮井トンネル)道路改築工事
- (3) 工事場所 東牟婁郡熊野川町大字九重～四滝地内
- (4) 工事概要 延長1,212m
幅員6.0m(7.0m)

トンネル延長(NATM)1,212m

(5) 工期 1,020日間

(6) 予定価格 2,423,673,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 調査基準価格 1,934,552,550円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後VE方式工事である。

(10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(11) 支払条件 前払金 有
部分払 有

(12) 契約の保証 要

(13) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

(1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1,150点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更

生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 共同企業体の構成員数は、3者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が1,200点以上で、かつ、元請として平成7年度以降にNATM工法によるトンネル工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- カ 共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降のNATM工法によるトンネル工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に管理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- キ 共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- ク 共同企業体で土木の監理技術者を5名以上有すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年7月12日(火)から平成17年8月5日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話 073-441-3092(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 (2)のイに同じ。

閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

受付期間 平成17年7月20日(水)から平成17年7月22日(金)までの3日間

受付方法 質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課

FAX 073-441-3094

e-mail e0802002@pref.wakayama.lg.jp

回答期間 平成17年7月27日(水)から平成17年7月29日(金)までの3日間

回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 提出期間及び提出先

提出期間 平成17年8月1日(月)から平成17年8月5日(金)まで

提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県県土整備部道路局道路建設課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

ア (2) のアの(エ)に掲げる郵送方法以外の方法により提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

エ 外封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等

オ 外封筒表記の共同企業体名が記載されていない入札書等

カ 外封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は共同企業体名のいずれかが複数記載されている入札書等

キ 2の(1)に掲げる要件を満たしていない共同企業体が提出した入札書等

(4) 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 中封筒がない入札書

イ 中封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書

ウ 中封筒表記に共同企業体名が記載されていない入札書

エ 同一人が入札した2通以上の入札書

オ 金額の記入がない入札書

カ 金額を訂正した入札書

キ 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

ク 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、又は入札者の押印のない入札書

ケ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

コ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書

サ 2の(2)に掲げる要件又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書

(5) 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 低入札調査の対象となったが、低入札価格調査実施

要領に基づく各様式を同封しない者

イ 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者

ウ 虚偽の技術資料を提出した者

エ 協定して入札を行ったすべての者

オ 上記アからエまでに掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年8月8日(月)午後2時から

開札場所 県民文化会館 4階406号室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年8月8日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年8月10日(水)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。
なお、その際の着目点は、次のとおり

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降のNATM工法によるトンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降のNATM工法によるトンネル工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の

保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

当該工事を受注した和歌山県内に主たる営業所を有しない者は、当該工事の主たる部分が概成するまで、和歌山県が

発注する工事予定価格5億円以上の当該工事と同一工種(建設業法による28種類の工事分類)の工事に入札参加できないこととする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒640-8799
 和歌山中央郵便局留
 和歌山県県土整備部道路局道路建設課 行

開札日 平成17年8月8日
 工事年度・工事番号 平成17年度県債国補国改第4号
 工事名 国道169号(仮称宮井トンネル)道路改築工事
 工事場所 東牟婁郡熊野川町大字九重～四滝地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体
 共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____
 担当者の所属及び氏名 _____
 担当者連絡先(電話番号) _____
 担当者連絡先(FAX番号) _____

入札公告

国道168号道路改築(仮称熊野川1号、2号トンネル)防災設備工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 国補国改 第2号-2
- (2) 工事名 国道168号道路改築(仮称熊野川1号、2号トンネル)防災設備工事
- (3) 工事場所 東牟婁郡熊野川町東敷屋地内～田辺市本宮町大津荷地内
- (4) 工事概要 延長2,220m 幅員7.0m(10.5m)
1号、2号トンネル防災設備
警報表示板 2面、トンネル内表示板 4面
押しボタン式通報装置 44台、非常電話 22台
- (5) 工期 平成18年3月17日まで
- (6) 予定価格 179,279,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 152,387,235円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) 支払条件 前払金 有
部分払 有

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業で参加する場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

と。

- オ 建設業法に基づく電気通信工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 平成7年度以降に元請として、道路トンネルの防災施設として設置する警報表示板、押しボタン式通報装置及び非常電話(以下「警報表示板等」という。)並びにこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、機器の製作、機器の設置及び試験調整を実施した電気通信工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。ただし、各設備についての施工実績は、同一の工事において有する必要はない。
- コ 上記ケに掲げる施工実績を有する主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に管理技術者証を有していた者に限る。)を監理技術者として配置すること。
- サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する電気通信工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にとっては800点以上、その他の者にとっては1,000点以上であること。
- (2) 共同企業体の場合
- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクに掲げる要件をすべて満たしていること。
- イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- ウ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- エ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- カ 和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- キ 各構成員は審査要綱第3条第2項に規定する電気通信工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にとっては700点以上、その他の者にとっては1,000

点以上であること。

- ク 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する電気通信工事の総合点数が1,000点以上であること又は条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日施行)において各構成員の総合点数を基に算出した総合点数が1,000点以上であること。
- ケ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。
- コ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
- 3 入札参加手続等
- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
- ア 交付期間 平成17年7月12日(火)から平成17年8月5日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで。
- イ 交付場所
- (ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話 073-441-3092
- (イ) 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
東牟婁振興局新宮建設部総務課
電話 0735-21-9623(直通)
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
閲覧期間 (2)のアに同じ。
閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
受付期間 平成17年7月20日(水)から平成17年7月22日(金)までの3日間
受付方法 質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
受付場所 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
東牟婁振興局新宮建設部総務課
FAX 0735-21-9643
e-mail e1307711@pref.wakayama.lg.jp
回答期間 平成17年7月27日(水)から平成17年7月29日(金)までの3日間
回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ

ージ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 提出期間及び提出先

提出期間 平成17年8月1日(月)から平成17年8月5日(金)まで

提出先 〒647-8799

新宮郵便局留

和歌山県東牟婁振興局新宮建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

ア (2)のアの(エ)に掲げる郵送方法以外の方法により提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

エ 外封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等

オ 外封筒表記の入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)が記載されていない入札書等

カ 外封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)のいずれかが複数記載されている入札書等

キ 2の(1)のオからクまでに掲げる要件のいずれかを満たしていない単体企業又は2の(2)のオに掲げる要件を満たしていない共同企業が提出した入札書等

(4) 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 中封筒がない入札書

イ 中封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書

ウ 中封筒表記に入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)が記載されていない入札書

エ 同一人が入札した2通以上の入札書

オ 金額の記入がない入札書

カ 金額を訂正した入札書

キ 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

ク 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

ケ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

コ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書

サ 単体企業にあっては2の(1)のケ、コ又はサに掲げる要件のいずれかを満たしていない者が提出した入札書等、共同企業体にあっては2の(2)のイからコに掲げる要件のいずれかを満たしていない者が提出した入札書等又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書

(5) 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 低入札調査の対象となったが、低入札価格調査実施要領に基づく各様式を同封しない者
- イ 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- ウ 虚偽の技術資料を提出した者
- エ 協定して入札を行ったすべての者
- オ 上記アからエまでに掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年8月8日(月)午後1時30分から
 開札場所 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
 東牟婁振興局新宮建設部 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年8月8日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年8月10日(水)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

ア 単体企業の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	元請として、道路トンネルの防災施設として設置する警報表示板、押しボタン式通報装置及び非常電話並びにこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、機器の製作、機器の設置及び試験調整を実施した電気通信工事の施工実績
イ 技術者評価	配置予定技術者の平成7年度以降の電気通信工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者)

イ 共同企業体の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として、道路トンネルの防災施設として設置する警報表示板、押しボタン式通報装置及

	び非常電話並びにこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、機器の製作、機器の設置及び試験調整を実施した電気通信工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の電気通信工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒647-8799

新宮郵便局留

東牟婁振興局新宮建設部総務課 行

開札日 平成17年8月8日

工事年度・工事番号 平成17年度 平成17年度国補国改第2号-2

工事名 国道168号道路改築(仮称熊野川)1号、2号トンネル) 防災設備工事

工事場所 東牟婁郡熊野川町東敷屋地内～田辺市本宮町大津荷地内

商号又は名称 _____

建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(FAX番号) _____

(2) 共同企業体の場合

〒647-8799

新宮郵便局留

東牟婁振興局新宮建設部総務課 行

開札日 平成17年8月8日

工事年度・工事番号 平成17年度 平成17年度国補国改第2号-2

工事名 国道168号道路改築(仮称熊野川)1号、2号トンネル) 防災設備工事

工事場所 東牟婁郡熊野川町東敷屋地内～田辺市本宮町大津荷地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(FAX番号) _____

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀浄化センター砂ろ過施設等築造工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・工事番号 平成17年度 国債流下管 第2号
-10

(2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀浄化センター砂ろ過施設等築造工事

(3) 工事場所 那賀郡岩出町中島地内

(4) 工事概要

ア 建築工事 砂ろ過施設上屋建築工(電気室、換気機械室)一式

鉄筋コンクリート造 地上1階 延べ床面積155.10㎡

塩素混和池上屋建築工(塩素滅菌室、計器室)一式

鉄筋コンクリート造 地上1階 延べ床面積106.28㎡

イ 土木工事 処理場(砂ろ過ポンプ棟・砂ろ過池・塩素混和池・管廊・導水管・放流管)一式

(今回の計画下水量9075㎡/日,全体の計画下水量72600㎡/日)

(5) 工期 900日間

(6) 予定価格 787,223,850円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 調査基準価格 623,049,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後VE方式工事である。

(10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(11) 支払条件 前払金 有
部分払 有

(12) 契約の保証 要

(13) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

(1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条

の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1150点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が1200点以上及び建築一式工事で900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、次の④又は⑤に該当する工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。

施工実績

④下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場の土木工事(現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。)
 ⑤処理水量が4530m³/日以上で地方公共団体等の発注した下水道類似施設等(農業集落排水施設、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。)

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降の上記オの④又は⑤に該当する工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 一共同企業体で土木工事の監理技術者を5名以上有すること。

ケ 建築工事の監理技術者資格を有する主任技術者を、建築工事の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、一共同企業体から1名専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年7月12日(火)から平成17年8月5日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
 電話 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 (2)のイに同じ。

閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

受付期間 平成17年7月20日(水)から平成17年7月22日(金)までの3日間

受付方法 質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
 F A X 073-436-2940
 e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

回答期間 平成17年7月27日(水)から平成17年7月29

日(金)までの休日を除く3日間

回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局
 下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成17年8月1日(月)から平成17年8月5日(金)まで

提出先 〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出しなければならない。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・F A X番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・F A X番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回

は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

- ア (2)のアの(エ)に掲げる郵送方法以外の方法により提出された入札書等
- イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等
- ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等
- エ 外封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等
- オ 外封筒表記の共同企業体名が記載されていない入札書等
- カ 外封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、又は共同企業体名のいずれかが複数記載されている入札書等
- キ 2の(1)に掲げる要件を満たしていない共同企業体が提出した入札書等

(4) 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- ア 中封筒がない入札書
- イ 中封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書
- ウ 中封筒表記に共同企業体名が記載されていない入札書
- エ 同一人が入札した2通以上の入札書
- オ 金額の記入がない入札書
- カ 金額を訂正した入札書
- キ 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- ク 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、又は入札者の押印のない入札書
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- コ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- サ 2の(2)に掲げる要件又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書

(5) 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 低入札調査の対象となったが、低入札価格調査実施要領に基づく各様式を同封しない者
- イ 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者

- ウ 虚偽の技術資料を提出した者
- エ 協定して入札を行ったすべての者
- オ 上記アからエまでに掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年8月8日(月)午後3時から

開札場所 県民文化会館 4階406号室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年8月8日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年8月10日(水)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の次の④又は⑤に該当する工事の施工実績 ④下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場の土木工事(現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。) ⑤処理水量が4530m ³ /日以上で地方公共団体等の発注した下水道類似施設等(農業集落排水施設、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。)
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降のアの④又は⑤に該当する工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) —共同企業体から 建築工事配置予定技術者の資格(監理技術者資格を有する主任技術者。ただし、配置期間は、建築工事の着手時から完了したことが確認できるまでの期間とする。) —共同企業体で5名以上の監理技術者を有すること。

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保

証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

当該工事を受注した和歌山県内に主たる営業所を有しない者は、当該工事の主たる部分が概成するまで、和歌山県が発注する工事予定価格5億円以上の当該工事と同一種類の工事に入札参加できないこととする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒640-8799
 和歌山中央郵便局留
 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課 行き

開札日	平成17年8月8日
工事年度・工事番号	平成17年度国債流下管第2号-10号
工事名	紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀浄化センター砂ろ過施設等築造工事
工事場所	那賀郡岩出町中島地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体
 共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____
 担当者の所属及び氏名 _____
 担当者連絡先(電話番号) _____
 担当者連絡先(FAX番号) _____

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 流下管 第2号-16
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 那賀郡打田町花野地内
- (4) 工事概要 管渠工
 泥濃式推進工
 工事延長 327.40m(内推進工延長322.15m)
 内径800mm
- (5) 工期 190日間
- (6) 予定価格 112,098,000円(消費税及び地方消費税の額

を含む。)

- (7) 調査基準価格 88,729,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
 部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。
- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有

する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事業の総合点数が、那賀郡内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 那賀郡、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事業の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間は、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年7月12日(火)から平成17年8月5日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

電話 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 (2)のアに同じ。

閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209

那賀振興局建設部総務課

電話 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

受付期間 平成17年7月20日(水)から平成17年7月22日(金)までの3日間

受付方法 質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課

FAX 073-436-2940

e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

回答期間 平成17年7月27日(水)から平成17年7月29日(金)までの休日を除く3日間

回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成17年8月1日(月)から平成17年8月5日

(金)まで

提出先 〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

ア (2)のアの(エ)に掲げる郵送方法以外の方法により提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

エ 外封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等

オ 外封筒表記の共同企業体名が記載されていない入札書等

カ 外封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、又は共同企業体名のいずれかが複数記載されている入札書等

キ 2の(1)に掲げる要件を満たしていない共同企業体が提出した入札書等

(4) 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 中封筒がない入札書

イ 中封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書

ウ 中封筒表記に共同企業体名が記載されていない入札書

エ 同一人が入札した2通以上の入札書

オ 金額の記入がない入札書

カ 金額を訂正した入札書

キ 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

ク 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、又は入札者の押印のない入札書

ケ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

コ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書

サ 2の(2)に掲げる要件又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書

(5) 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 低入札調査の対象となったが、低入札価格調査実施要領に基づく各様式を同封しない者

イ 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者

ウ 虚偽の技術資料を提出した者

エ 協定して入札を行ったすべての者

オ 上記アからエまでに掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年8月9日(火)午後2時から

開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年8月9日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年8月10日(水)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp>) に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による 下水道管渠工事の施工実績

イ 技術者評価	代表幹事
	配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験
	配置予定技術者の資格(監理技術者)
	代表幹事以外の構成員
	配置予定技術者の資格(主任技術者)
	共同企業体から
	推進工事技師登録証(推進工の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、専任で配置)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課 行き

開札日 平成17年8月9日

工事年度・工事番号 平成17年度流下管第2号-16

工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事

工事場所 那賀郡打田町花野地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(FAX番号) _____

入札公告

紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 流下管 第2号-17
- (2) 工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 那賀郡桃山町調月～市場地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 392.00m(内推進工延長386.70m)
内径800mm
- (5) 工期 210日間
- (6) 予定価格 141,065,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 111,630,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を

受け5年を経過している者であること。

- カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、那賀郡内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。
 - キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
 - ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ア 共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
 - エ 那賀郡、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
 - オ 共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - カ 共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
 - キ 共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
 - ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間は、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年7月12日(火)から平成17年8月5日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 (2)のイに同じ。
閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課
電話 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

受付期間 平成17年7月20日(水)から平成17年7月22日(金)までの3日間

受付方法 質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
FAX 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

回答期間 平成17年7月27日(水)から平成17年7月29日(金)までの休日を除く3日間

回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書提出期間及び提出先

提出期間 平成17年8月1日(月)から平成17年8月5日(金)まで

提出先 〒649-6299
岩出郵便局
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

ア (2)のアの(エ)に掲げる郵送方法以外の方法により提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

エ 外封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等

オ 外封筒表記の共同企業体名が記載されていない入札書等

カ 外封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は共同企業体名のいずれかが複数記載されている入札書等

キ 2の(1)に掲げる要件を満たしていない共同企業体が提出した入札書等

(4) 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- ア 中封筒がない入札書
- イ 中封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名若しくは工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書
- ウ 中封筒表記に共同企業体名が記載されていない入札書
- エ 同一人が入札した2通以上の入札書
- オ 金額の記入がない入札書
- カ 金額を訂正した入札書
- キ 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- ク 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、又は入札者の押印のない入札書
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- コ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- サ 2の(2)に掲げる要件又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書

(5) 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 低入札調査の対象となったが、低入札価格調査実施要領に基づく各様式を同封しない者
- イ 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- ウ 虚偽の技術資料を提出した者
- エ 協定して入札を行ったすべての者
- オ 上記アからエまでに掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年8月9日(火)午後3時から
開札場所 那賀振興局 3階大会議室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年8月9日(火)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年8月10日(水)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) —共同企業体から 推進工事技師登録証(推進工の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、専任で配置)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒649-6299

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課 行き

開札日 平成17年8月9日

工事年度・工事番号 平成17年度流下管第2号-17

工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠
(推進)工事

工事場所 那賀郡桃山町調月～市場地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(FAX番号) _____

都市計画の図書の写しの縦覧公告

由良町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、
都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定によ
り、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

1. 都市計画の種類及び名称
由良都市計画火葬場(1号由良斎場)
2. 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

由良町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定にお
いて準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆
の縦覧に供する。

平成17年7月12日

和歌山県知事 木村良樹

1. 都市計画の種類及び名称
由良都市計画下水道(由良町公共下水道)
2. 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課